

京都市訓令甲第5号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

平成19年6月4日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1に備考として次のように加える。

備考 立地条件、構造又は施設が他の公舎に比して著しく優れている公舎に係る基準
使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額の範囲内において管理者が理財
局長に協議して定める額とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)